破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４７８号
群馬県前橋市天川大島町１丁目４番地31　セントラルハイツ406号、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町２丁目９番８―101号　粕川ハイツ
債務者　粕川　記央
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
群馬県前橋市川原町376番地86　アルカサル108号
債務者　大村美與子こと　大村美与子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
群馬県前橋市富士見町時沢536番地８
債務者　大津　二郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島410番地１　町営上福島団地151号
債務者　甲斐　慶子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
群馬県渋川市赤城町敷島59番地49
債務者　市川　和恵（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５９号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地45　ドリームハウス下植木Ｃ２―101
債務者　岩城　一博
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６０号
群馬県前橋市後閑町２番地ＲＡ―302号
債務者　柴田　五郎（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
埼玉県本庄市東台４丁目６番39号
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４０号
相模原市中央区上溝1941番地18　アピアＫ203
債務者　大友　貞雄
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１号
相模原市中央区上溝1941番地18　アピアＫ203
債務者　大友　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６３号
相模原市中央区相模原３丁目３番４号　メゾンエクレーレ相模原Ⅲ602号
債務者　大貫　綾子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７４２号
京都市南区東九条南河辺町61番地２　コーポ十条208
債務者　山口　大輔
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４３号
京都市南区東九条南河辺町61番地２　コーポ十条208
債務者　山口　景子（旧姓野上）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
京都府木津川市相楽城西71番地１　クリサンティヒル山田川117号
債務者　伊藤ゆう子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地137
債務者　横山　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
京都府木津川市南加茂台７丁目１番地12
債務者　橋詰　光代
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―３棟512号
債務者　小野　明寛
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係